秋田市公告

あきた芸術劇場条例(令和元年秋田市条例第47号)第5条第2項の規定により、次のとおりあきた芸術劇場の利用料金を承認したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

承認したあきた芸術劇場の利用料金は、令和4年6月1日から適用する。

令和4年5月31日

秋田市長 穂 積 志

- 1 あきた芸術劇場条例第2条第1項各号に掲げる施設の利用料金
 - (1) ホール

ア 客席を利用する場合

								利用料金の	か額 (円)			
					午前9時	午前9時	午後1時	午後6時	午前9時	午後1時	午前9時	午後10時
			区分		前の時間	から正午	から午後	から午後	から午後	から午後	から午後	後の時間
					1時間に	まで	5時まで	10時まで	5時まで	10時まで	10時まで	1時間に
					つき							つき
大	舞 入場料を徴 平日		平日	18, 700	39, 000	51,900	62, 300	90, 900	114, 200	153, 000	18, 700	
ホ	台	収した	が帰		(7, 947)	(16, 575)	(22, 057)	(26, 477)	(38, 632)	(48, 535)	(65, 025)	(7, 947)
1	お	合		土曜日、	22, 500	46, 700	62, 300	74, 700	109,000	137,000	183, 600	22, 500
ル	ょ			日曜日お	(9, 562)	(19, 847)	(26, 477)	(31, 747)	(46, 325)	(58, 225)	(78, 030)	(9, 562)
	び			よび休日								
	全	入入	場料1	平日	22, 500	46, 700	62, 300	74, 700	109,000	137,000	183, 600	22, 500
	客	場人	当たり		(9, 562)	(19, 847)	(26, 477)	(31, 747)	(46, 325)	(58, 225)	(78, 030)	(9, 562)
	席	料の	最高額	土曜日、	27,000	56, 100	74, 800	89, 700	130, 800	164, 400	220, 400	27, 000
	を	をが	\$1,000	日曜日お	(11, 475)	(23, 842)	(31, 790)	(38, 122)	(55, 590)	(69, 870)	(93, 670)	(11, 475)
	利	徴円	以下の	よび休日								
	用	収場	給									
	す	す入	場料1	平日	30,000	62, 400	83, 100	99, 700	145, 500	182, 800	244, 800	30,000

る	る	人当たり		(12, 750)	(26, 520)	(35, 317)	(42, 372)	(61, 837)	(77, 690)	(104, 040)	(12, 750)
場	場	の最高額	土曜日、	35, 900	74, 800	99, 700	119,600	174, 400	219, 200	293, 800	35, 900
合	合	が1,000	日曜日お	(15, 257)	(31, 790)	(42, 372)	(50, 830)	(74, 120)	(93, 160)	(124, 865)	(15, 257)
		円を超え	よび休日								
		3,000円									
		以下の場									
		合									
		入場料1	平日	39, 300	81, 900	109,000	130, 900	190, 900	239, 900	321, 300	39, 300
		人当たり		(16, 702)	(34, 807)	(46, 325)	(55, 632)	(81, 132)	(101, 957)	(136, 552)	(16, 702)
		の最高額	土曜日、	47, 100	98, 100	130, 900	156, 900	228, 900	287, 700	385, 600	47, 100
		が3, 000	日曜日お	(20, 017)	(41, 692)	(55, 632)	(66, 682)	(97, 282)	(122, 272)	(163, 880)	(20, 017)
		円を超え	よび休日								
		5,000円									
		以下の場									
		合									
		入場料1	平日	48,600	101, 400	135,000	162,000	236, 400	297, 000	397, 800	48,600
		人当たり		(20, 655)	(43, 095)	(57, 375)	(68, 850)	(100, 470)	(126, 225)	(169, 065)	(20, 655)
		の最高額	土曜日、	58, 300	121, 500	162,000	194, 300	283, 400	356, 200	477, 400	58, 300
		が5,000	日曜日お	(24, 777)	(51, 637)	(68, 850)	(82, 577)	(120, 445)	(151, 385)	(202, 895)	(24, 777)
		円を超え	よび休日								
		7,000円									
		以下の場									
		合									
		入場料1	平日	58,000	120, 900	160, 900	193, 200	281, 800	354, 100	474, 300	58,000
		人当たり		(24, 650)	(51, 382)	(68, 382)	(82, 110)	(119, 765)	(150, 492)	(201, 577)	(24, 650)
		の最高額	土曜日、	69, 500	144, 800	193, 200	231,600	337, 900	424, 700	569, 200	69, 500
		が7, 000	日曜日お	(29, 537)	(61, 540)	(82, 110)	(98, 430)	(143, 607)	(180, 497)	(241, 910)	(29, 537)
		円を超え	よび休日								
		る場合									
舞	入	場料を徴	平日	15,000	31, 200	41, 500	49,800	72, 700	91, 300	122, 400	15,000
台	収	しない場		(6, 375)	(13, 260)	(17, 637)	(21, 165)	(30, 897)	(38, 802)	(52, 020)	(6, 375)
お	合		土曜日、	18,000	37, 400	49,800	59, 800	87, 200	109, 600	146, 900	18,000
ょ			日曜日お	(7, 650)	(15, 895)	(21, 165)	(25, 415)	(37, 060)	(46, 580)	(62, 432)	(7, 650)

び			よび休日								
1	入	入場料1	平日	18,000	37, 400	49,800	59, 800	87, 200	109,600	146, 900	18, 000
		人当たり	, ,	(7, 650)	(15, 895)	(21, 165)	(25, 415)	(37, 060)	(46, 580)	(62, 432)	(7, 650
		の最高額	土曜日、	21,600	44, 900	59, 800	71, 800	104, 700	131,600	176, 300	21,600
席	を	が1,000	日曜日お	(9, 180)	(19, 082)	(25, 415)	(30, 515)	(44, 497)	(55, 930)	(74, 927)	(9, 180
の	徴	円以下の	よび休日								
み	収	場合									
を	す	入場料1	平日	24,000	50, 000	66, 400	79, 700	116, 400	146, 100	195, 900	24, 000
利	る	人当たり		(10, 200)	(21, 250)	(28, 220)	(33, 872)	(49, 470)	(62, 092)	(83, 257)	(10, 200
用	場	の最高額	土曜日、	28, 800	59, 900	79, 700	95, 700	139, 600	175, 400	235, 100	28, 800
す	合	が1,000	日曜日お	(12, 240)	(25, 457)	(33, 872)	(40, 672)	(59, 330)	(74, 545)	(99, 917)	(12, 240
る		円を超え	よび休日								
場		3,000円									
合		以下の場									
		合									
		入場料1	平日	31, 400	65, 600	87, 200	104, 600	152, 700	191,800	257, 100	31, 400
		人当たり		(13, 345)	(27, 880)	(37, 060)	(44, 455)	(64, 897)	(81, 515)	(109, 267)	(13, 34
		の最高額	土曜日、	37, 700	78, 600	104,600	125, 600	183, 200	230, 200	308, 500	37, 700
		が3,000	日曜日お	(16, 022)	(33, 405)	(44, 455)	(53, 380)	(77, 860)	(97, 835)	(131, 112)	(16, 022
		円を超え	よび休日								
		5,000円									
		以下の場									
		合									
		入場料1	平日	38, 900	81, 200	107, 900	129, 500	189, 100	237, 400	318, 300	38, 90
		人当たり		(16, 532)	(34, 510)	(45, 857)	(55, 037)	(80, 367)	(100, 895)	(135, 277)	(16, 532
		の最高額	土曜日、	46, 700	97, 300	129, 500	155, 500	226, 800	285,000	382, 000	46, 700
		が5,000	日曜日お	(19, 847)	(41, 352)	(55, 037)	(66, 087)	(96, 390)	(121, 125)	(162, 350)	(19, 84)
		円を超え	よび休日								
		7,000円									
		以下の場									
		合									
		入場料1	平日	46, 400	96, 800	128, 700	154, 400	225, 400	283, 100	379, 500	46, 400

Ì			人当たり		(19, 720)	(41, 140)	(54, 697)	(65, 620)	(95, 795)	(120, 317)	(161, 287)	(19, 720)
			の最高額	土曜日、	55, 700	116, 000	154, 400	185, 400	270, 400	339, 800	455, 400	55, 700
			が7,000	日曜日お	(23, 672)	(49, 300)	(65, 620)	(78, 795)	(114, 920)	(144, 415)	(193, 545)	(23, 672)
			円を超え	よび休日								
			る場合									
中	舞	及	場料を徴	平日	9,500	19,600	26, 200	31, 400	45, 800	57,600	77, 000	9, 500
ホ	台	収	しない場		(4, 037)	(8, 330)	(11, 135)	(13, 345)	(19, 465)	(24, 480)	(32, 725)	(4, 037)
1	お	合		土曜日、	11, 300	23, 500	31, 400	37, 600	54, 900	69,000	92, 400	11, 300
ル	Ļ			日曜日お	(4, 802)	(9, 987)	(13, 345)	(15, 980)	(23, 332)	(29, 325)	(39, 270)	(4, 802)
	び			よび休日								
	全	入	入場料1	平日	11, 300	23, 500	31, 400	37, 600	54, 900	69,000	92, 400	11, 300
	客	場	人当たり		(4, 802)	(9, 987)	(13, 345)	(15, 980)	(23, 332)	(29, 325)	(39, 270)	(4, 802)
	席	料	の最高額	土曜日、	13,600	28, 200	37, 700	45, 200	65, 900	82,800	110, 900	13,600
	を	を	が1,000	日曜日お	(5, 780)	(11, 985)	(16, 022)	(19, 210)	(28, 007)	(35, 190)	(47, 132)	(5, 780)
	利	徴	円以下の	よび休日								
	用	収	場合									
	す	す	入場料1	平日	15, 100	31, 400	42,000	50, 300	73, 300	92, 200	123, 200	15, 100
	る	る	人当たり		(6, 417)	(13, 345)	(17, 850)	(21, 377)	(31, 152)	(39, 185)	(52, 360)	(6, 417)
	場	場	の最高額	土曜日、	18, 100	37, 600	50, 300	60, 200	87, 900	110, 400	147, 900	18, 100
	合	合	が1,000	日曜日お	(7, 692)	(15, 980)	(21, 377)	(25, 585)	(37, 357)	(46, 920)	(62, 857)	(7, 692)
			円を超え	よび休日								
			3,000円									
			以下の場									
			合									
			入場料1	平日	19,800	41, 200	55, 100	66,000	96, 200	121,000	161, 700	19,800
			人当たり		(8, 415)	(17, 510)	(23, 417)	(28, 050)	(40, 885)	(51, 425)	(68, 722)	(8, 415)
			の最高額	土曜日、	23, 700	49, 400	66,000	79,000	115, 300	144, 900	194, 100	23, 700
			が3, 000	日曜日お	(10, 072)	(20, 995)	(28, 050)	(33, 575)	(49, 002)	(61, 582)	(82, 492)	(10, 072)
			円を超え	よび休日								
			5,000円									
			以下の場									
			合									
			入場料1	平日	24,600	51,000	68, 200	81, 700	119, 100	149, 800	200, 200	24, 600

	人当たり		(10, 455)	(21, 675)	(28, 985)	(34, 722)	(50, 617)	(63, 665)	(85, 085)	(10, 455)
	の最高額	 	29, 400	61, 100	81, 700	97, 800	142, 800	179, 400	240, 300	29, 400
	が5,000	日曜日お	(12, 495)	(25, 967)	(34, 722)	(41, 565)	(60, 690)	(76, 245)	(102, 127)	(12, 495)
	円を超え	よび休日	(12, 100)	(23, 331)	(0 1, 1 = 1)	(11, 555)	(00, 000)	(10, 210)	(102) 1217	(12, 100)
	る場合	313 // / /								
舞力	場料を徴	平日	7,600	15, 700	20, 900	25, 100	36, 600	46,000	61, 600	7,600
台収	又しない 場		(3, 230)	(6, 672)	(8, 882)	(10, 667)	(15, 555)	(19, 550)	(26, 180)	(3, 230)
お合	<u></u>	土曜日、	9, 100	18, 900	25, 100	30, 200	44, 000	55, 300	74, 000	9, 100
よ		日曜日お	(3, 867)	(8, 032)	(10, 667)	(12, 835)	(18, 700)	(23, 502)	(31, 450)	(3, 867)
び		よび休日								
1 7	入場料1	平日	9, 100	18, 900	25, 100	30, 200	44,000	55, 300	74, 000	9, 100
階場	易 人当たり		(3, 867)	(8, 032)	(10, 667)	(12, 835)	(18, 700)	(23, 502)	(31, 450)	(3, 867)
客料	半の最高額	土曜日、	10,900	22, 700	30, 200	36, 300	52, 800	66, 400	88, 800	10, 900
席を	が1,000	日曜日お	(4, 632)	(9, 647)	(12, 835)	(15, 427)	(22, 440)	(28, 220)	(37, 740)	(4, 632)
を得	数円以下の	よび休日								
利収	以場合									
用す	入場料1	平日	12, 100	25, 200	33, 500	40, 200	58, 600	73,600	98, 600	12, 100
する	る人当たり		(5, 142)	(10, 710)	(14, 237)	(17, 085)	(24, 905)	(31, 280)	(41, 905)	(5, 142)
る場	易の最高額	土曜日、	14,600	30, 300	40, 200	48, 400	70, 400	88, 500	118, 400	14,600
場合	計1,000	日曜日お	(6, 205)	(12, 877)	(17, 085)	(20, 570)	(29, 920)	(37, 612)	(50, 320)	(6, 205)
合	円を超え	よび休日								
	3,000円									
	以下の場									
	合									
	入場料1	平日	15, 900	33, 000	43, 900	52, 800	76, 900	96,600	129, 400	15, 900
	人当たり		(6, 757)	(14, 025)	(18, 657)	(22, 440)	(32, 682)	(41, 055)	(54, 995)	(6, 757)
	の最高額	土曜日、	19, 100	39, 700	52,800	63, 500	92, 400	116, 200	155, 400	19, 100
	カ3,000	日曜日お	(8, 117)	(16, 872)	(22, 440)	(26, 987)	(39, 270)	(49, 385)	(66, 045)	(8, 117)
	円を超え	よび休日								
	5,000円									
	以下の場									
	合									

	入場料1	平日	19,600	40, 900	54, 400	65, 300	95, 200	119,600	160, 200	19,600
	人当たり		(8, 330)	(17, 382)	(23, 120)	(27, 752)	(40, 460)	(50, 830)	(68, 085)	(8, 330)
	の最高額	土曜日、	23,600	49, 200	65, 300	78, 600	114, 400	143, 800	192, 400	23, 600
	が5, 000	日曜日お	(10, 030)	(20, 910)	(27, 752)	(33, 405)	(48, 620)	(61, 115)	(81, 770)	(10, 030)
	円を超え	よび休日								
	る場合									
小ホ	入場料を徴	平日	3,600	7, 400	9,900	11,800	17, 300	21,700	29,000	3,600
ール	収しない場		(1, 530)	(3, 145)	(4, 207)	(5, 015)	(7, 352)	(9, 222)	(12, 325)	(1, 530)
A	合	土曜日、	4, 300	8,900	11,800	14, 200	20,700	26,000	34, 800	4, 300
		日曜日お	(1, 827)	(3, 782)	(5, 015)	(6, 035)	(8, 797)	(11, 050)	(14, 790)	(1, 827)
		よび休日								
	入場料を徴	平日	5, 400	11, 100	14, 900	17, 700	26,000	32,600	43, 500	5, 400
	収する場合		(2, 295)	(4, 717)	(6, 332)	(7, 522)	(11, 050)	(13, 855)	(18, 487)	(2, 295)
		土曜日、	6, 400	13, 400	17, 700	21, 300	31, 100	39,000	52, 200	6, 400
		日曜日お	(2, 720)	(5, 695)	(7, 522)	(9, 052)	(13, 217)	(16, 575)	(22, 185)	(2, 720)
		よび休日								
小ホ	入場料を徴	平日	3,000	6, 200	8, 200	9,800	14, 400	18,000	24,000	3,000
ール	収しない場		(1, 275)	(2, 635)	(3, 485)	(4, 165)	(6, 120)	(7, 650)	(10, 200)	(1, 275)
В	合	土曜日、	3,600	7, 400	9,800	11,800	17, 200	21,600	28, 800	3,600
		日曜日お	(1, 530)	(3, 145)	(4, 165)	(5, 015)	(7, 310)	(9, 180)	(12, 240)	(1, 530)
		よび休日								
	入場料を徴	平日	4, 500	9, 300	12, 300	14, 700	21,600	27,000	36, 000	4, 500
	収する場合		(1, 912)	(3, 952)	(5, 227)	(6, 247)	(9, 180)	(11, 475)	(15, 300)	(1, 912)
		土曜日、	5, 400	11, 100	14, 700	17, 700	25, 800	32, 400	43, 200	5, 400
		日曜日お	(2, 295)	(4, 717)	(6, 247)	(7, 522)	(10, 965)	(13, 770)	(18, 360)	(2, 295)
		よび休日								

1 この表の利用料金の額(円)の欄に定める上段の利用料金の額は利用料金の額の総額(あきた芸術劇場条例(昭和39年秋田県条例第3号。以下「県条例」という。)第13条第2項の規定により承認された利用料金の額に、下段の括弧内の利用料金の額を加えて得た額

をいう。以下同じ。)とし、下段の括弧内の利用料金の額はこの条例の規定により定められた利用料金の額(以下「市条例利用料金額」という。)とする。

- 2 午前9時前の利用時間もしくは午後10時後の利用時間が1時間未満であるとき又はこれらの利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は端数を1時間として計算する。
- 3 この表において「入場料」とは、利用者が、いずれの名義でする かを問わず、ホールの入場者から徴収するその入場の対価をいう。
- 4 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23 年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。

イ 客席を利用しない場合

		1					
				利用料金の	7額 (円)		
	区公	午前9時	午後1時	午後6時	午前9時	午後1時	午前9時
	区分	から正午	から午後	から午後	から午後	から午後	から午後
		まで	5 時まで	10時まで	5 時まで	10時まで	10時まで
大	平日	23, 400	31, 200	37, 400	54,600	68,600	91,800
ホ		(9,945)	(13, 260)	(15, 895)	(23, 205)	(29, 155)	(39, 015)
1	土曜	28, 100	37, 400	44,900	65, 400	82, 200	110, 200
ル	日、日	(11, 942)	(15, 895)	(19, 082)	(27,795)	(34, 935)	(46, 835)
	曜日お						
	よび休						
	日						
中	平日	11,800	15,800	18,900	27,500	34,600	46, 200
ホ		(5, 015)	(6, 715)	(8, 032)	(11, 687)	(14, 705)	(19, 635)
1	土曜	14, 100	18,900	22,600	33,000	41, 400	55, 500
ル	日、日	(5, 992)	(8, 032)	(9,605)	(14, 025)	(17, 595)	(23, 587)
	曜日お						
	よび休						
	日						

- 1 この表の利用料金の額(円)の欄に定める上段の利用料金の額は 利用料金の額の総額とし、下段の括弧内の利用料金の額は市条例利 用料金額とする。
- 2 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律第3条に 規定する休日をいう。
- (2) 研修室、創作室および楽屋

			利用	料金の額	(円)		
	午前 9	午後 1	午後 6	午後 9	午前9	午後 1	午前 9
区分	時から	時から	時から	時から	時から	時から	時から
	正午ま	午後 5	午後 9	午後11	午後 5	午後 9	午後 9
	で	時まで	時まで	時まで	時まで	時まで	時まで
研修室(1室につ	690	920	810	540	1,610	1,730	2, 420
き)	(293)	(391)	(344)	(229)	(684)	(735)	(1,028)
創作室A	840	1, 120	1,020	680	1,960	2, 140	2,980
	(357)	(476)	(433)	(289)	(833)	(909)	(1, 266)
創作室B	810	1,080	960	640	1,890	2,040	2,850
	(344)	(459)	(408)	(272)	(803)	(867)	(1, 211)
創作室C	720	960	870	580	1,680	1,830	2,550
	(306)	(408)	(369)	(246)	(714)	(777)	(1, 083)
創作室(和室)A	540	720	630	420	1,260	1,350	1,890
	(229)	(306)	(267)	(178)	(535)	(573)	(803)
創作室(和室)B	360	480	450	300	840	930	1, 290
	(153)	(204)	(191)	(127)	(357)	(395)	(548)
大ホール楽屋A	930	1, 240	1, 110	740	2, 170	2,350	3, 280
	(395)	(527)	(471)	(314)	(922)	(998)	(1, 394)
大ホール楽屋B	900	1, 200	1,080	720	2,100	2, 280	3, 180
	(382)	(510)	(459)	(306)	(892)	(969)	(1, 351)
大ホール楽屋C	630	840	750	500	1,470	1,590	2,220

	(267)	(357)	(318)	(212)	(624)	(675)	(943)
大ホール楽屋D	570	760	660	440	1,330	1,420	1,990
	(242)	(323)	(280)	(187)	(565)	(603)	(845)
大ホール楽屋E	540	720	630	420	1,260	1,350	1,890
	(229)	(306)	(267)	(178)	(535)	(573)	(803)
大ホール楽屋F	510	680	600	400	1,190	1,280	1,790
	(216)	(289)	(255)	(170)	(505)	(544)	(760)
中ホール楽屋 A	1,620	2, 160	1,950	1,300	3,780	4, 110	5,730
	(688)	(918)	(828)	(552)	(1,606)	(1,746)	(2, 435)
中ホール楽屋 B	780	1,040	930	620	1,820	1,970	2,750
	(331)	(442)	(395)	(263)	(773)	(837)	(1, 168)
中ホール楽屋C	750	1,000	900	600	1,750	1,900	2,650
	(318)	(425)	(382)	(255)	(743)	(807)	(1, 126)
中ホール楽屋D	720	960	870	580	1,680	1,830	2,550
	(306)	(408)	(369)	(246)	(714)	(777)	(1,083)
中ホール楽屋E	570	760	660	440	1,330	1,420	1,990
	(242)	(323)	(280)	(187)	(565)	(603)	(845)
中ホール楽屋F	540	720	630	420	1,260	1,350	1,890
	(229)	(306)	(267)	(178)	(535)	(573)	(803)

- 1 この表の利用料金の額(円)の欄に定める上段の利用料金の額は 利用料金の額の総額とし、下段の括弧内の利用料金の額は市条例利 用料金額とする。
- 2 この表の規定にかかわらず、大ホール又は中ホールを利用する者が併せて大ホール楽屋又は中ホール楽屋を利用するときは、大ホール楽屋又は中ホール楽屋に係る利用料金は、収受しない。

(3) 練習室

	利用料金の額(円)
区分	午前9時から午後6時まで 午後6時から午後11時まで

	1時間につき	1時間につき
練習室A	960	1,160
	(408)	(493)
練習室B	920	1,110
	(391)	(471)
練習室C	880	1,060
	(374)	(450)
練習室D	740	890
	(314)	(378)
練習室E	660	800
	(280)	(340)
練習室F	540	650
	(229)	(276)
練習室G	360	440
	(153)	(187)
練習室H	340	410
	(144)	(174)

- 1 この表の利用料金の額(円)の欄に定める上段の利用料金の額は 利用料金の額の総額とし、下段の括弧内の利用料金の額は市条例利 用料金額とする。
- 2 利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は端数を1時間として計算する。

2 設備の利用料金

(1) ホール

	利用料金の	額(1時
	間につき)	
区分	利用の単位	金額
	利用切甲征	(円)

大ホー	舞台	音響反射板	一式	1,100
ル	設備			(467)
		オーケストラピット	1 基	1, 100
				(467)
		所作台(花道用所作台および開帳	一式	1,600
		場を含む。)		(680)
		舞台幕	1 枚	240
				(102)
		バレエ用シート	一式	300
				(127)
	照明	ボーダーライト	1列	390
	設備			(165)
		アッパーホリゾントライト	1列	370
				(157)
		ロアーホリゾントライト	1列	370
				(157)
		クセノンピンスポットライト	1 台	550
				(233)
	音響	拡声装置	一式	1,300
	設備			(552)
		効果系拡声装置	一式	460
				(195)
		三点つりマイク装置	一式	260
				(110)
中ホー	舞台	舞台せり上げ装置	1 基	390
ル	設備			(165)
		移動式音響反射板	1 台	40
				(17)
		所作台(花道用所作台および開帳	一式	1,270
		場を含む。)		(539)

		舞台幕	1 枚	150
				(63)
		バレエ用シート	一式	200
				(85)
	照明	ボーダーライト	1列	330
	設備			(140)
		アッパーホリゾントライト	1列	300
				(127)
		ロアーホリゾントライト	1列	300
				(127)
		クセノンピンスポットライト	1 台	420
				(178)
	音響	拡声装置	一式	780
	設備			(331)
		効果系拡声装置	一式	370
				(157)
小ホー	音響	拡声装置	一式	260
<i>ι</i> ν Α	設備			(110)
小ホー	音響	拡声装置	一式	320
ルB	設備			(136)
大ホー	舞台	鳥屋囲	1 組	360
ル・中	設備			(153)
ホール		仮設花道	1組	150
共通				(63)
		松羽目	1 枚	370
				(157)
		金びょうぶ・銀びょうぶ・鳥の子	1 双	370
		びょうぶ		(157)
		演台(花台および脇台を含む。)	一式	240

			(102)
	司会者用演台	1台	80
			(34)
	平台	1 台	30
			(12)
	箱足	1個	10
			(4)
	開き足	1 脚	10
			(4)
	高座用座布団	1 枚	40
			(17)
	長座布団	1 枚	20
			(8)
	毛せん	1 枚	30
			(12)
	上敷	1 枚	20
			(8)
照明	移動型調光卓	1 台	670
設備			(284)
	ミラーボール	1 台	250
			(106)
	星球	一式	200
			(85)
	照明用効果器	1 台	150
			(63)
	フットライト	1 台	100
			(42)
	ハロゲンスポットライトA	1 台	70
			(29)
	ハロゲンスポットライトB	1 台	60

				(25)
	音響	移動型音響調整卓	1台	880
	設備			(374)
		移動型拡声装置A	一式	870
				(369)
		移動型拡声装置B	一式	480
				(204)
		ソリッドステート・コンパクトデ	1 台	70
		ィスクレコーダー		(29)
		カセットテープレコーダー	1 台	40
				(17)
		コンパクトディスクプレーヤー	1 台	40
				(17)
	映像	プロジェクター	1 台	1,900
	設備			(807)
		ブルーレイディスクプレーヤー	1 台	40
				(17)
小ホー	舞台	舞台幕	1 枚	100
ル共通	設備			(42)
		ポータブルステージ	1 台	40
				(17)
		仮設ステージ	1 台	30
				(12)
	音響	移動型拡声装置	1 組	120
	設備			(51)
	映像	プロジェクター	1 台	700
	設備			(297)
大ホー		演台	1 台	100
ル・中ホール	設備			(42)
ホール		指揮台	1 台	80

・小ホ			(34)
ール共	指揮者用譜面台	1 台	80
通			(34)
	演奏者用いす	1 脚	20
			(8)
	譜面台	1台	20
			(8)
照明	フォロースポットライト	1台	130
設備			(55)
	LEDスポットライトA	1 台	100
			(42)
	LEDスポットライトB	1台	80
			(34)
	ライト用スタンド	1台	40
			(17)
音響	移動型跳ね返りスピーカー	1 台	60
設備			(25)
	コンデンサーマイク A	1 本	110
			(46)
	コンデンサーマイク B	1 本	70
			(29)
	コンデンサーマイクC	1 本	60
			(25)
	コンデンサーマイクD	1 本	30
			(12)
	ワイヤレスマイク	1 本	60
			(25)
	ダイナミックマイク A	1 本	30
			(12)
	ダイナミックマイク B	1 本	10

			(4)
	卓上型マイク(マイク用スタンド	一式	20
	を含む。)		(8)
	マイク用スタンド	1 本	10
			(4)
	バウンダリーマイク	1 台	30
			(12)
	ダイレクトボックス	1 個	20
			(8)
楽器	グランドピアノA	1 台	3,000
			(1, 275)
	グランドピアノB	1 台	2,000
			(850)
	グランドピアノC	1 台	800
			(340)
その	展示パネルA	1 枚	30
他			(12)
	展示パネルB	1 枚	10
			(4)
	展示台A	1 台	20
			(8)
	展示台B	1 台	10
			(4)
	持込み器具に係る電力設備	持込み器具の	60
		定格消費電力	(25)
		の合計1キロ	
		ワットにつき	

1 この表の利用料金の額(1時間につき)の欄に定める上段の利用

料金の額は利用料金の額の総額とし、下段の括弧内の利用料金の額は市条例利用料金額とする。

- 2 設備の利用時間は、当該設備に係る施設の利用に係る前号(1)ア 又はイの規定による利用時間と同一の時間とする。
- (2) 研修室、創作室および楽屋

			利用料金の額	(1時
		ヷ ハ	間につき)	
		区分	利用の単位	金額
			和用97单位	(円)
大ホール	楽器	グランドピアノ	1 台	700
楽屋C				(297)
研修室•	音響設備	簡易拡声装置(マイク	一式	100
創作室共		2 本を含む。)		(42)
通	映像設備	プロジェクター(スク	一式	70
		リーンを含む。)		(29)
	その他	展示パネルA	1 枚	30
				(12)
		展示パネルB	1 枚	10
				(4)
		展示台A	1 台	20
				(8)
		展示台B	1 台	10
				(4)
研修室•	その他	持込み器具に係る電力	持込み器具の定格	60
創作室・		設備	消費電力の合計1	(25)
楽屋共通			キロワットにつき	

備考

1 この表の利用料金の額(1時間につき)の欄に定める上段の利用料金の額は利用料金の額の総額とし、下段の括弧内の利用料金の額

は市条例利用料金額とする。

- 2 設備の利用時間は、当該設備に係る施設の利用に係る前号(1)の規定による利用時間と同一の時間とする。
- 3 この表の規定にかかわらず、大ホールを利用する者が併せて大ホール楽屋Cを利用するときは、大ホール楽屋Cのグランドピアノに係る利用料金は、収受しない。

(3) 練習室

			利用料金の額	(1時
		F /\	間につき)	
		区分	利用の単位	金額
			利用の単位 	(円)
練習室H	楽器	アップライトピアノ	1 台	400
				(170)
練習室A・B	楽器	アップライトピアノ	1 台	300
共通				(127)
練習室C・F	楽器	ドラムセット	一式	180
・G・H共通				(76)
練習室共通	舞台	譜面台	1 台	10
	設備			(4)
	音響	拡声装置	一式	180
	設備			(76)
		ベースアンプ	一式	150
				(63)
		ギターアンプA	一式	110
				(46)
		ギターアンプ B	一式	70
				(29)
		キーボードアンプ	一式	40
				(17)

	ダイナミックマイク	1 本	10
			(4)
	マイク用スタンド	1 本	10
			(4)
楽器	デジタルピアノ	1 台	150
			(63)
その	持込み器具に係る電力	持込み器具の定格	60
他	設備	消費電力の合計1	(25)
		キロワットにつき	

- 1 この表の利用料金の額(1時間につき)の欄に定める上段の利用料金の額は利用料金の額の総額とし、下段の括弧内の利用料金の額は市条例利用料金額とする。
- 2 設備の利用時間は、当該設備に係る施設の利用に係る前号(3)の 規定による利用時間と同一の時間とする。
- 3 あきた芸術劇場条例第 2 条第 2 項の規定による許可に係る劇場の施設 の利用料金

区分	単位	利用料金の額	
建物の利用	1平方メートル	200 F	9
に係るもの	につき 1 日	(85)	月)

備考

- 1 この表の利用料金の額の欄に定める上段の利用料金の額は利用料金の額の総額とし、下段の括弧内の利用料金の額は市条例利用料金額とする。
- 2 利用面積が1平方メートル未満であるとき又は利用面積に1平方 メートル未満の端数があるときは、当該利用面積又は端数を1平方 メートルとして計算する。
- 3 利用の許可を受けた施設において前号の設備を利用する者から、

この表の規定による利用料金のほかに、当該設備に係る同号の規定による利用料金を収受するものとする。この場合において、同号(1)の表の備考の2、(2)の表の備考の2および3ならびに(3)の表の備考の2規定は、適用しない。

4 駐車料金

区分	単位	利用料金の額
駐車時間が1時	1 台に	200円
間以内の場合	つき	(85円)
駐車時間が1時	1 台に	200円に、駐車時間のうち1時間を超えた部分
間を超える場合	つき	について1時間までごとに100円を加えた額
		(85円に、駐車時間のうち1時間を超えた部
		分について1時間までごとに42円を加えた
		額)

備考 この表の利用料金の額の欄に定める上段の利用料金の額は利用料金の額の総額とし、下段の括弧内の利用料金の額は市条例利用料金額とする。